

平成 26 年 11 月 21 日策定

御嶽山噴火災害を踏まえた対応方針

長野県

はじめに

平成 26 年 9 月 27 日に発生した御嶽山噴火災害では、57 名もの尊い命が奪われ、多くの方々が被災されました。現在も火口から 4 km 以内の入山が規制され、木曽地域の基幹産業である観光業に深刻な影響が出ているなど、今回の噴火災害はいまだ継続しているといえます。

県民一丸となって復興に取り組むという姿勢を示すとともに、悲惨な火山災害が再び繰り返されることがないよう、また、県民共通の財産であり、貴重な資源でもある「信州の山」と共生する地域づくりを進めるため、基本的な考え方、緊急かつ重点的に取り組む施策などを明らかにした対応方針を策定しました。

この方針に基づき、一刻も早い復旧・復興を成し遂げるとともに、今回の噴火災害を教訓として、日本最高レベルの火山防災対策や山岳の安全対策の実施に向けて、被災地をはじめ県民の皆様、国などと連携・協力して取り組んでまいります。

第1 復興支援策

◆ 基本的な考え方 ◆

府内に「御嶽山噴火災害復興支援チーム」を設置し、地元自治体、商工業者及び観光業者の意見・要望を踏まえた復興支援策をとりまとめました。

今後、関係団体・機関等と手を携え、地域に寄り添いながら被災地の復興を支えてまいります。

◆ 緊急の取組 ◆

1 観光振興・風評被害対策

○ 木曽の観光振興のための緊急対策

木曽地域スキー場共通リフト券、お買い物券の提供による宿泊観光客の誘客促進、中京圏での情報発信・PR活動経費の支援、開田高原マイアスキー場へのヘルメット配備

○ 木曽地域の復興応援

県、市町村、経済団体等が呼びかけ人となって「木曽復興応援メッセージ」を発表し、企業、団体、個人等が「自分でできること」で木曽地域を応援する運動を実施

○ 「銀座NAGANO」での情報発信・物産販売など大都市圏における木曽地域のPR

2 安全確保

○ スキー場の安全対策

スキー場の安全対策について、専門家の知見を踏まえ、御嶽山の噴火警戒レベルに対応した見直しを行い、従業員への周知及び訓練を実施

○ 活火山登山者への防災用品の配備

噴火災害から登山者を守るため、山小屋等の避難拠点にヘルメットを配備

○ 消防本部への救助活動用機器の配備

火山における救助活動で必要となる火山ガス検知器を県内全消防本部に配備

○ 各種会議への火山専門家の活用

- ・ 火山防災協議会に参画する火山専門家の経費を負担
- ・ 長野県防災会議に火山専門家を専門委員として委嘱

○ 大気・水質の監視

大気測定や水質の検査を実施

3 金融支援

○ 中小企業融資制度資金による支援

経営健全化支援資金(特別経営安定対策)の貸付対象者に御嶽山噴火による影響を受けた中小企業者を追加

○ 返済猶予や条件変更などを金融機関に要請

○ 県庁、地方事務所の中小企業金融相談窓口や(公財)長野県中小企業振興センターで相談受付

4 雇用確保

○ 緊急雇用創出基金を活用した雇用確保

○ ハローワークなどの関係機関・団体との雇用対策協議会による雇用確保

○ 木曽地方事務所商工観光建築課に就職相談窓口を設置

5 町村支援

○ 御嶽山噴火災害対策・復興基金の創設

緊急の災害対策及び一刻も早い復興を支援するため、木曽町、王滝村による御嶽山噴火災害対策・

復興基金の設置を支援

○ 災害応急対応経費に係る町村の財政需要を捕捉し、特別交付税で措置

○ 納税猶予や減免の措置、復興財源等へのふるさと納税の活用について町村に助言

6 二次災害防止

- 木曽町湯川、白川、西野川及び王滝村鈴ヶ沢、濁沢川において降雨に伴う土石流対策と融雪に伴う泥流対策を実施
- 民有林の渓流等において土石流による林地荒廃の発生を警戒するほか、林地荒廃が発生した場合は、必要に応じて治山事業を実施
- 滝越地区孤立防止のため、関係道路の防災対策や道路整備の推進
- 上松御岳線、開田三岳福島線などで防災対策や道路整備の推進
- 木曽町湯川、西野川において護岸整備を実施

7 農業振興

- 地産地消キャンペーンとの連携等による「すんきまつり」の支援
- 「御嶽はくさい」のほ場における土壤分析・診断を支援

8 県税の減免措置等

- 県税の減免や納税猶予等について、木曽地方事務所税務課で相談受付

9 その他

- ふるさと信州寄付金による支援
 - ・ 県寄付金サイトに木曽町、王滝村へのリンクボタン配置
 - ・ 寄付金の活用希望テーマに「御嶽山噴火災害の復興支援」を追加
 - ・ 寄付金のお礼の品として木曽地域のスキーリフト券等を追加
- 入山規制区域緩和を見据え、気象庁との連携を強化

◆ 中・長期的な取組 ◆

1 山小屋復興支援

- 山小屋のあり方と安全対策の検討
 - ・ 火口周辺の山小屋の防災機能等のあり方について、火山防災の専門家を交えて関係者と協議
 - ・ 個々の山小屋の被災状況を踏まえ、再建・修繕にあたって、火山噴火時の登山者の安全確保の観点から支援を検討
- 食品営業許可の継続手数料の減免を検討

2 安全確保

- シェルター等の避難施設の整備を促進

3 御嶽山火山研究所（仮称）の誘致

- 御嶽山の観測の強化、水蒸気爆発の予知の研究、火山の安全対策の研究等のため、研究施設を木曽地域に誘致

4 登山道の復旧支援

- 被災状況や地域要望を踏まえ、登山道の早期復旧を支援
- 御嶽山域の噴火災害を踏まえた登山道の管理体制の再構築

5 自然環境の保護

- 御岳県立公園の国立公園への格上げも視野に保護と利用の方向性を検討
- ライチョウ生息実態緊急調査の実施
- 森林整備保全重点地域の指定による水源林整備の推進

6 観光振興・交流促進

- 木曽地域によるPRイベントへの出展、旅行商品造成等への財政支援を検討
- 各種イベント、全国会議などを木曽地域で開催

7 地域振興

- 入山規制の動向を踏まえ、木曽町、王滝村及び木曽地域の振興策の検討

第2 火山防災対策

◆ 基本的考え方 ◆

火山の活動状態や周囲の居住環境、利用のされ方が異なるため、火山の防災対応は火山ごとに検討していく必要があります。

御嶽山噴火災害の課題や教訓を次のとおり整理し、このような悲劇が再びあってはならないという決意のもと、市町村など関係機関とともに火山防災対策の充実・強化を図ります。

〔課題・教訓〕

- ① 現在の観測体制では今回の噴火の予兆を捉えることができず、噴火警戒レベル1を、レベル2(火口から1km以内立入禁止)に引き上げることはなかった。突然の噴火により大きな被害が生じた。
- ② 今回の死者の主な死因は噴石による損傷死。死者は火口から1km以内で発見された。
- ③ 火山周辺の居住地の被災と異なり、観光地化した火山の登山者などが被災した山頂付近での噴火災害であった。
- ④ 居住地で被災する例が多い土砂災害、地震等と異なり、登山者など不特定多数が被災したため被災者や行方不明者の特定が困難であった。
- ⑤ 3000m級の火山の山頂付近という、立地条件・気象条件が厳しい場所における災害であったため、被災者の捜索・救助活動が困難であった。

◆ 緊急の取組 ◆

1 火山防災協議会の設置

- 長野県及び岐阜県の関係機関や火山専門家が参加する御嶽山火山防災協議会（仮称）を平成26年12月24日に設置
- 長野県及び岐阜県の関係機関や火山専門家が参加する乗鞍岳火山防災協議会（仮称）を年度内を目途に設置

2 火山における登山者等の安全確保

- 火山専門家の防災会議への参画
　県防災会議の専門委員に浅間山、焼岳のほか、新たに御嶽山、乗鞍岳の火山専門家を委嘱
- 御嶽山噴火災害の課題・教訓を踏まえた県地域防災計画の修正
- 火山観測体制の強化を国に要望

○ 火山情報の提供

- ・各火山防災協議会において、緊急時における登山者等への火山防災情報の提供方法を検討
- ・県ホームページ(防災・観光)から気象庁の火山情報のページへのリンク設定
- ・登山道の入り口等に噴火警戒レベルの注意事項を掲示
- ・山頂周辺における放送設備等の整備を促進
- ・市町村へ緊急速報メールの活用を依頼
- ・携帯電話の不感地域の解消を携帯電話各社に要望

○ 消防本部への救助活動用機器の配備

火山における救助活動で必要となる火山ガス検知器を県内全消防本部に配備

○ 活火山登山者への防災用品の配備

噴火災害から登山者を守るため、山小屋等の避難拠点にヘルメットを配備

○ 周辺に救助・捜索用ヘリが離発着・駐機でき、部隊が駐在できる場所の確保

火山ごとに場所を選定し、警察・消防・自衛隊と情報を共有

◇ 中・長期的な取組 ◇

1 防災対策の充実

- 火山防災協議会等において、ハザードマップ等の作成により住民の避難計画を策定し、関係機関が連携して防災対策の充実を図る
- 24時間常時観測が行われている隣接県の新潟焼山、草津白根山の各火山防災協議会等との連携を強化し、情報共有・連絡できる仕組みの構築を検討

2 御嶽山火山研究所（仮称）の誘致

- 御嶽山の観測の強化、水蒸気爆発の予知の研究、火山の安全対策の研究等のため、研究施設を木曽地域に誘致

3 火山における登山者等の安全確保

○ シェルター等の避難施設の整備を促進

- ・山頂付近での噴石による被害を防止するため、退避壕、退避舎、退避施設(シェルター等)等の整備に係る市町村への支援を検討するとともに、国へ要望
- ・御嶽山を活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域へ指定するよう国へ要望

○ 山小屋のあり方と安全対策の検討

山小屋の防災機能について、火山防災の専門家を交えて関係者と協議し、火山噴火時の登山者の安全確保の観点から支援を検討

○ 火山活動に対する噴火警戒レベルの見直しを要望

火山噴火発生前の的確な対応に結びつけることができるよう、より詳細で具体的な噴火警戒レベルの設定を国へ要望

第3 山岳の安全対策

◆ 基本的な考え方 ◆

平成25年の山岳遭難事故は300件に達し、4年連続で過去最悪を更新する極めて憂慮すべき状況にあります。登山は「自己責任」が原則ですが、登山者の多様化や初心者の増加など実態に即した遭難防止対応が必要です。

長野県は、国内外からの誘客を目指して世界水準の山岳高原観光地づくりに取り組んでおり、誘客の前提である山を安全に楽しむための対策の充実・強化を図ります。

◆ 緊急の取組 ◆

1 登山の安全対策に係る条例化

- 日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を推進するため、できる限り早期に「登山安全条例（仮称）」（案）を提案
 - ・これまでの山を安全に楽しむという視点に、火山防災という視点を加え、登山者が守るべき安全登山のためのルールや県の責務・施策、市町村等の役割などを明確化
 - ・火山に限らない県内の広範な山岳を対象
 - ・登山計画書の提出義務化を前提に検討

◆ 中・長期的な取組 ◆

1 山岳遭難防止対策の強化

- 経験の少ない登山者の増加、遭難者の約半数が60歳以上という実態を踏まえた遭難防止対策の強化
 - ・自分の力量にあつた山選び支援（「山のグレーディング」の普及と隣県連携）
 - ・中高年登山者向けの啓発（自らの体力度を客観的に知る手法の普及啓発など）
 - ・登山計画書提出率100%を目指す啓発（登山ポストの設置、登山計画書提出オンラインシステム「コンパス」の普及など）
 - ・信州の山を熟知した「信州登山案内人」を活用した安全登山の普及（学校登山への活用）等

2 持続的な登山道の管理体制の構築

- 山岳環境の保全と適正利用に係る方針の策定

豊かな山岳環境を持続可能な形で活用していくため、各山域の特徴に応じた登山道のあり方（山域の将来像）を踏まえ、関係行政機関、山岳関係者等で組織する長野県山岳環境連絡会で方針を策定

- 県下の各山域において、方針に基づく登山道の管理を推進

第4 御嶽山噴火災害に関する国への提案・要望事項

1 火山研究施設の設置等観測体制の強化

- 火山観測体制を強化するため、火山専門家等を配置した火山研究施設の木曽地域への設置
- 火山噴火の予兆現象を的確に把握できるようにするために、火山ごとに研究者を育成するとともに、観測設備の増設
- 噴火発生前の噴火警戒レベルの的確な運用方法、情報伝達のあり方などの見直し

2 登山者等の安全確保対策の強化

- 御嶽山を活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域に指定するとともに、避難施設設置への支援を充実

3 二次災害防止対策

- 融雪型泥流や土石流による二次災害を防止するため、御嶽山周辺の砂防施設や治山施設等の整備に関する技術的・財政的支援

4 復興に向けた取組への支援

- 雇用の確保
緊急雇用創出基金において、町村の直接雇用を可能にするなど、要件の緩和
- 中小企業者のための保証枠の拡大
御嶽山噴火の影響を受ける地域について、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)の対象地域に指定
- 観光振興・風評被害対策
木曽地域の冬季観光業を下支えするため県や市町村が実施する対策事業、風評被害を払拭する各種情報発信に対する支援
- 災害対応経費等に対する財政措置
災害対応経費等に対する適切な財源措置

(新)火山避難施設整備支援事業について

長野県危機管理防災課

1 目的

御嶽山の突然の噴火により、多くの登山者が巻き込まれ、死者57名、行方不明者6名と戦後最悪の火山災害となった。

今後、同様の災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためにも退避壕・退避舎は必要である。

2 事業概要

項目	内 容
①補助対象者	消防防災施設整備を促進するため、県内に登山道を有する常時観測火山（浅間山、御嶽山、焼岳、乗鞍岳、新潟焼山）に退避壕・退避舎を設置する市町村を補助対象とする。
②補助対象経費	消防防災施設整備費補助金活動火山対策避難施設（消防庁所管）の退避壕・退避舎の補助対象経費となる工事費及び事務費 実施計画書を2年以内に提出し、提出後3年内に施設設備を実施する。 (御嶽山を除く。)
③補助金額	国の補助対象事業に県で補助するため国の補助率1/3以内とする

3 事業効果

- 初期投資により財政負担が増大する関係市町村に対し、県が財政面で支援することにより、退避壕・退避舎の設置事業を円滑に進めることができる。
- 火山関係市町村に対し、県が国に併せて財政支援することにより、県内の退避壕・退避舎の設置を促進し、県火山防災体制の早期構築を図る。
- 市町村で退避壕・退避舎を設置することにより、人命に危険を及ぼす恐れのある突然の噴火発生時の登山者の避難体制を整える。

4 制度化

火山への退避壕・退避舎の設置については、火山毎に噴火の特徴など性質が異なるため、火山防災協議会において、火山専門家の意見や隣接県、関係市町村との調整を踏まえ、設置の必要性や設置場所等について検討を行っていくことになる。

来年度退避壕・退避舎設置のため国の補助事業に具体的に要望している市町村はない。しかしながら、協議会での設置の検討を促進し、年度途中においても速やかに対応ができる様に制度を整えておく必要があり、あらかじめ火山避難施設整備支援事業を制度化する。

火山避難施設整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市町村（消防防災施設整備費補助金交付要綱第5条（3）イに掲げる市町村とする。）の活動火山対策避難施設（退避壕・退避舎）（以下「補助対象施設」という。）の整備促進を図るため、市町村が行う消防防災施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
補助対象施設の工事費（施設の整備に必要な工事費）、事務雑費（工事の施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）。ただし、消防防災施設整備費補助金交付要綱第3条の基準額を限度とする。	基準額の3分の1以内

(交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする市町村は、規則第3条に規定する申請書の提出に先立ち、平成28年度までに、火山避難施設整備支援事業補助金事業計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第4 規則第3条に規定する申請書は、火山避難施設整備支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第4のとおりとする。
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書の様式等)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 基準額中事務費を含む補助事業にあっては、補助事業の経費を事務費へ流用するとき
火山避難施設整備支援事業に係る経費の流用承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業について、次に掲げる変更を行うとき

- ア 補助対象施設の種類又は補助金額を変更するとき
- イ 補助対象施設の配置又は設置場所を変更するとき
- ウ 補助対象施設の設計又は構造を変更するとき

　火山避難施設整備支援事業に係る事業内容の変更承認申請書（様式第4号）

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき

　火山避難施設整備支援事業の【中止 廃止】の承認申請書（様式第5号）

- (4) 補助事業が当該年度内に完了しないとき

　火山避難施設整備支援事業の遅延報告について（様式第6号）

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

（実績報告）

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告は、火山避難施設整備支援事業実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第4のとおりとする。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日
又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

第7 市町村長は、補助金の交付を請求しようとするときは、火山避難施設整備支援事業
補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとする。

（書類の提出部数）

第8 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から平成31年度分の補助金まで適用する。

ただし、御嶽山については、噴火警戒レベル、入山規制区域などの状況に応じ適用期間
及び第3（1）に定める計画書の提出期限を別に定める。